

令和元年第2回

# 伊根町議会定例会会議録

令和元年6月24日（第2号）

伊根町議会

# 令和元年 第2回（定例会）

## 伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和元年 6月24日 月曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和元年 6月24日 9時26分			議長	上辻 亨	
	閉会	令和元年 6月24日 11時14分			議長	上辻 亨	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	松山 義宗	○	6	大谷 功	○	
	2	佐戸 仁志	○	7	和田 義清	○	
	3	長谷川 貴之	○	8	濱野 茂樹	○	
	4	中嶋 章	○	9	上辻 亨	○	
5	山根 朝子	○	10				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	住民生活課長	石野 靖	○	
	副町長	上山 富夫	○	保健福祉課長	須川 清広	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	梅崎 良	○	
企画観光課長	千賀 和孝	○	会計管理者	増井 和彦	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	千賀 さゆり	○	
会 議 録 署名議員	1番	松山 義宗		6番	大谷 功		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和元年 第2回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第2号)

令和元年6月24日(月)

午前 9時26分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 高齢ドライバーの免許返納は 佐戸 仁志
- 学校の安全管理について 和田 義清  
一般社団法人伊根町ふるさと振興公社の今後の在り方について
- 地区公民館の運営について 大谷 功
- 公共施設の管理について 山根 朝子
- 観光振興について 長谷川貴之

日程第 3 議案第38号 物品購入契約の締結について(4tコンテナ脱着車)

日程第 4 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

日程第 5 議員派遣

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

# 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 高齢ドライバーの免許返納は 佐戸 仁志
- 学校の安全管理について 和田 義清
- 一般社団法人伊根町ふるさと振興公社の今後の在り方について
- 地区公民館の運営について 大谷 功
- 公共施設の管理について 山根 朝子
- 観光振興について 長谷川貴之

日程第 3 議案第 38 号 物品購入契約の締結について（4 t コンテナ脱着車）

日程第 4 意見書案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

日程第 5 議員派遣

日程第 6 閉会中の継続審査（調査）申出書

## 会 議 の 経 過

令和元年6月24日(月)  
午 前 9時26分 開議

### ◎ 開会・開議の宣言

○議長(上辻 亨君) おはようございます。若干ちょっと時間が早いようではありますが、全員そろっておりますので始めたいと思います。

6月定例会最終日となりました。本日の議事日程は、一般質問とお手元の配付のとおりでございます。

早速ですが、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上辻 亨君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

1番、松 山 議員

6番、大 谷 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員をお願いいたします。

### ◎ 日程第2 一般質問

○議長(上辻 亨君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、高齢ドライバーの免許返納を通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。2番、佐戸議員。

○2番(佐戸仁志君) 皆さんおはようございます。

それでは早速、通告書に従いまして、高齢ドライバーの免許返納について一般質問させていただきます。

連日、全国各所で高齢ドライバーの交通事故が放送されております。高齢者に対し、自動車運転免許の返納を求めることにさまざまな議論が行われております。都市圏では電車、バス、タクシー等多種多様な交通機関があり、自動車を必要としないこともできると思いますが、この伊根町では交通機関も少なく買い物、通院も不便で、自由に行動ができ、特に農業を行う高齢者にとって手放せないものであります。しかし、現状のままでいいのでしょうか。見通しの悪いカーブの内側を回っていく方、突然後方確認もせぬまま急発進をする方など、この伊根町でも事故、危ない行為が多く目撃されています。伊根町でも高齢ドライバーに対し、何かの対策が必要であると私は思います。

私の86歳になる父も自動車免許を所持し、米づくりに励み、難病であった母親を弥栄町の病院に連れていき、買い物をして帰ってくるというような生活を送っておりました。しかし、五、六年前、普通の運転では考えられないところで農道から水路に転落し車が大破し、修理後すぐにまた同じところで2度目の転落をするということが起こりました。私は普通ではないと思い、車に乗ることをやめるようお願いいたしました。本人は自分の老いを感じず、事故の当日に新車を発注するということをしておりました。何回も何回も説得し、通院、買い物は私、妻、息子、誰かが乗せていくことを約束し、農業には50CCのバイクまたは自転車で行くこととし、車には絶対乗らないこといたしました。

86歳になる今ではバイクに乗ることもやめ、免許の返納をしていただきました。話し合いの中で本人に納得してもらったこととして、車は人を殺す可能性がある、だからやめてくれと言ったのがきいたようであります。私は伊根診療所のある日出地区に住み、田畑も役場近く、同居する私、

妻、息子も車を所有し、移動販売車も自宅前にとまってくれる伊根町では恵まれた地区であり、免許の返納もスムーズであったと思っております。

返納をしなくても安全装置をつけろばという意見もあり、国は自動運転であれば返納を強制しないという方向に進んでいるとか、東京都は購入に多額の補助を出す予定であるなどお聞きしております。ほかにも衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報、ペダル踏み間違い時加速抑制装置などの先進安全自動車の86車種に対し3万円ぐらいの補助をしている自治体もあり、伊根町も今以上に交通機関を充実させ、今産業建設委員会でもアンケートをとり調査研究をしている買い物支援、通院支援を行い高齢者に免許の返納を促す、または補助金等を出し、返納ではなく安全な車に乗ってもらうなど、伊根町として何かをしなくてはならないと思っておりますが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

最近、確かに高齢者のドライバーの交通事故の報道に触れる機会が本当に多いように感じるわけでございます。誰しも高齢となりますれば、若いころと比較すれば体力や視力も低下するものがあります。運転に際してはより慎重さが必要になることと思っております。また、体力や視力は個人差がございますので、記憶力や判断力が運転に適していない状態になることも当然個人差がございます。

現在は運転免許証の更新に際して、更新期間が満了する日の年齢が70歳以上の方は高齢者講習の受講が義務づけられております。いわゆる、かくいう私も現在63歳でございますので免許更新が2年後でございます。そうでありますから、65でございますのであと5年ということは70、私も次はこの講習を受けなければいけない、そういう立場の人間でございます。

75歳以上になりますと高齢者講習に先立って認知機能検査が義務づけられております。この認知機能検査の結果によって記憶力、判断力に心配がないという判定で通常の高齢者講習を受ける方と少し低くなっているという判定で個別指導を含む講習を受ける方に分かれ、記憶力、判断力が低くなっているという判定の場合はさらに専門医による臨時適性検査が、医師の診断が必要になります。ここで認知症の診断が出ますと、一定の手続きを経て運転免許の停止、取り消しという処分になるわけでございます。

また、一方でこのような報道もございます。調査報告もございます。平成20年から平成29年までの10年間、全国でアクセルとブレーキの操作ミスなどで死傷者が出た事故が6万件ございます。そして、450人の方がお亡くなりになられております。この誤操作をした運転手の年代を見ますと、これは、一番は10代、20代であります。26.9%。次いで70歳以上が24.3%という結果でございます。要するに10代、20代、そして70代、80代、その方が5割以上を占めているという状況でございます。

この結果を大阪大学大学院の交通心理学を専門とする篠原教授は、若者は運転のふなれ、高齢者は注意の行き届く範囲が狭くなるに加え、行動を制限する機能の衰えが考えられる、そのように分析をされております。そうでありますけれども、この結果から鑑みますと、交通安全対策としては高齢者のみを対象とすれば解決するという問題ではないことが見てとれるわけでございます。

過日、宮津警察署と伊根町はドライブレコーダーによるまちの見守り協定の締結を行いました。その際、宮津署長さんとお話をする機会がございました。意見交換する機会がございました。そのときに「高齢者の誤操作事故が大変ふえましたね」とそのように申し上げますと、署長は「今殊さら報道はされておりますが、以前からありましたよ。近年急にふえたわけではございません」、そのように申されておりました。

さて、本町では伊根町高齢者運転免許証自主返納支援事業として、平成24年度から運転に不安を感じる65歳以上の方を対象にした自主返納を路線バス回数券の支援などで進めております。平成30年度末まで、この事業をご利用いただいた方は68名いらっしゃいます。そのうち70歳未満の方はお一人でございます。70歳以上80歳までの方が25名、80歳以上の方は43名でございます。この人数が多いか少ないか、実際に運転免許を持っておられる方を把握できておりませんのでどれぐらいの方が返納されたのかわかりませんが、割合はわかりませんが、5月末時点で80歳以上の方は419名おられます。419名のうちの対象者が半分の200人であれば

21. 5%、100人ならば43%ということになるかと思えます。

国土交通省でも安全運転サポート車の普及促進を進めており、特に自動ブレーキは2020年には、来年までに新車乗用車搭載率を9割以上とする目標を掲げております。日刊自動車新聞によりますと、平成29年度にブレーキとアクセルの踏み間違えによる事故を防止するための装置を装着している車は、メーカーによって多少違いはあるようでございますが、平均すると9割の車種が装備をしているということでもあります。しかしながら、実際に販売された車では6割が装着をしているということでもあります。自動車ユーザーの安全志向の高まりもあり、メーカー側の対応はかなりのスピードで進んでいるということもございます。近いうちに安全装置は全車種標準装備になるか、そのように思っております。

議員おっしゃいましたように、お父さんに言われたように、自動車というのは本当に人生において家に次ぐ高い買い物と言われております。このような車の買いかえに対してどの程度の支援を行えば、70歳、80歳を超えている方が車の買いかえを検討されるのか。さらに、10代から20代の踏み間違え事故が多いという統計からは、高齢者だけを対象とすることは政策としては不十分かと思えます。3万円の補助、車の買いかえには3万円ではちょっと及ばんのではないかなど。

安全装置につきましても、どうですかね。20万、30万するんですかね。まだ全ての車種には、いろんな車種、軽トラなんかでもつけられるかどうかもちっと難しいのでありまして、その3万円で装着していただけるのかどうか。はたまた、先ほども申しましたように高齢者だけでいいのか、町の施策としてですね。それなら全部に、車の買いかえ全部に、または安全装置を装備するのに全ての世代にする必要はないのか、その辺はなかなか問題であろうかなと思っております。

先ほどちょっと言い間違えましたね。佐戸議員がお父さんに申されたこと、車を運転するということは、そのとおりでありますね。みずからの命のみならず他人の命まで奪いかねないものであります。そういうリスクが伴うものでございます。そして、その責任はそれぞれの運転手が負わなければいけないわけであります。

まずは義務づけられた講習の結果を真摯に受けとめる。また、議員のように家族ともしっかり話し合う。その中から、まだ大丈夫なのか、いやいや返納すべきなのか、それとも安全装置の助けで乗り続けるのか、その辺の判断は個々で慎重に慎重に行う必要があるかと思えます。

補助制度については、それぞれの自治体で事情は異なると思えます。東京都と伊根町では状況が大変違っております。他の市町がどうこうということではなく本町の現状を鑑み、どうあるべきか検討させていただきます。

議員の質問では、町として返納を進めるため買い物、通院等を充実させていくのか、はたまた車の安全対策を進めるのかお聞かせくださいと通告で受けております。

買い物、通院等のことではございますが、買い物支援については現在8つのルートでそれぞれのルートを月2回巡回しております。平成29年度の利用者は、192回の運行で延べ664人の方に利用いただきました。単純に割算で、1回当たり3.26人ご利用いただいている計算です。おおむね好評をいただいているようで、回数が不足しているというふうな声は今のところないように聞いております。

伊根町営バスの乗車率は0.2から0.3人と大変低くあります。「乗って残そう公共交通」、これを合い言葉に、本年から料金を無料にし乗車率の向上に努めておるところでございます。そういう状況の中、高齢者のみならず交通弱者の足の確保は、免許の返納とは関係なく町内全体の公共交通のあり方としてしっかり取り組むべき課題と考えております。

以上でございます。

**○議長（上辻 亨君）** 以上をもちまして、佐戸議員の一般質問を終わります。

次に、学校の安全管理について及び一般社団法人伊根町ふるさと振興公社の今後のあり方についてを通告議題とし、和田議員の発言を許します。7番、和田議員。

**○7番（和田義清君）** 皆さんおはようございます。

まず一般質問に入る前に、先般18日より発生しました新潟・山形地域の被災された皆様に関しましては心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に従いまして私の一般質問に入りたいと思えます。

まず最初に、学校の安全管理についてお伺いいたします。

近年、高齢者ドライバーによる登下校時の児童を含めた交通事故、また不特定多数を標的にした短絡的な通り魔事件発生の記事を多く見聞きします。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げ、不幸にもお亡くなりになられた方には心よりご冥福をお祈りいたします。

当町におきましても地域の交通事情から、町民も観光客も含めた町民以外の方々も自家用車を含めた車両での町内移動をしている状態は周知のとおりでございます。町内におきましても、府内の他市町と比較し高齢化率も高いことに比例し、町内を走る車両のドライバーの高齢化率も高くなっているのではないのでしょうか。

このような現状を鑑みて、児童の登下校時を含めた学校の安全管理の現状と今後のさらなる安全対策について、以下の点をお伺いいたします。

まず1点目は、現在町内にある2保育園、2小学校、1中学校の防犯・防災を含めた安全管理体制の現況をお伺いいたします。

2つの保育園に関しましては、施設入り口に門扉が設置され、かつ入り口扉も常に施錠措置が施され、おおむねの安全性は確保されていると認識しております。2小学校につきましては、幹線道路から学校施設に入るまでの距離もあり、学校施設の構造上、学校訪問の際には入り口横もしくは前に職員室があり、そこで訪問者のチェックが可能となっております。

伊根小学校に関しましては、有料駐車場完成後からは関係者以外立入禁止のロープが設置されております。しかしながら、本庄小学校と伊根中学校に関しましては、敷地内に入る前の時点に際しては関係者以外立入禁止等の措置は現在なされておられません。本庄小学校に関しては、国道沿いからわずかながらの距離がありますが、伊根中学校に関しましては2カ所の出入り口は道路沿いにあります。

以前、学校建設が完了した数カ月間は、観光客や車両が道の駅でもある舟屋の里施設と勘違いし敷地内に侵入する事案が複数回発生したことも含め、簡易的な侵入防止柵が設置されておりましたが、現在は撤去されている状態にあります。学校建設の際には我々会派のほうから、地域に開かれた学校を目指し、また業者や関係者が日常的に車両で出入りする際、観光客も含めた車両通行のある道路沿いという交通安全上を考慮してのことかは不明ですが、現在は簡易的な侵入防止柵も撤去されている現況であります。

伊根浦地区におきましては、平日でもインバウンド効果から外国人観光客が多く、過日においても外国人観光客が出入り自由な伊根中学校にトイレを借りに入ってきたと聞いております。幸いこの件に関しましては、学校であることと他のトイレの場所を説明したことにより問題は発生することがなかったと学校評議委員会の際にご報告を受けております。

また、6月14日におきましては、兵庫県川西市立の川西中学校ですね。新聞、テレビ等でも報道はされましたが、83歳の男性が学校騒音に不満を示し刃物を持って学校に入ってきたとあり、その際は教頭と教諭の説得により事なきを得たという事件も発生しております。

伊根町に関してはそのようなことはないと思いますが、以上のことから、昨今のさまざまな事件報道も考慮し、危機意識の持ち方や安全管理を再考し向上させた上、早期の実施が必要と考えております。

そこで以下の点についてお伺いいたします。

まず、日常的に学校施設に出入りする関係者及び地域住民に理解を求め説明するとともに、簡易的な侵入防止柵の設置を含めた新たな安全対策をする考えはないのでしょうか。

次に、外国人観光客の多い伊根地区にある保育所、小学校、中学校には、外国人観光客に向けた関係者以外立入禁止等の注意看板設置の考えはないのでしょうか。

次に、注意案内看板等の設置の際の文字も、サイン化計画に基づいた統一文字を使用する予定なのではないでしょうか。

次に、一般社団法人伊根町ふるさと振興公社の今後のあり方についてお伺いいたします。

現在、伊根町の常住人口は2,200人を下回っております。町全体でも高齢化率が高いが、各地域で見ればさらに高齢化率が高い地域もあり、各地域ごとで自主的に行われていた草刈り、除雪等をはじめとしたボランティア活動等も、地域によっては高齢化と人手不足からこれまで培ってき

た自助・共助・公助の体制も維持できなくなっている現状にあると思われま

す。数年前から伊根町の人口推移を考えるとある程度予測可能なことではありましたが、現状を鑑みて早期の解決策を講ずる必要があると考えます。現代における全国的な人口減少・少子高齢化は避けることのできない環境下にあります。しかし、地域性上、普遍的な行政サービスの維持はもとより、より地域に根差した行政サービスが求められる時代の流れにもあります。もちろん、選択と集中による厳しい事業見直しを避けては通れない面もありますが、環境衛生をはじめ福祉サービス等は、伊根町が伊根町として存続していくためには手法を変えてでも維持していかなければならない事業と考えております。それらを維持していくためには、官民が一体となって自主意識を持ち、でき得る限り町のことは町の中で解決していく方向性が今後さらに必要と考えております。それは町内雇用確保、町内経済活性化、官民による自主意識の向上にもつながると予測いたします。

現在または将来的に、これまでどおりの方法では立ち行かなくなった事業は手法を変えてでも維持していくべきと考えた上で、ことし3月には以前あった伊根町ふるさと振興公社が新たに一般社団法人として同名で立ち上がることになりました。

定款は第1章から第6章から成り、第1章総則の第3条では目的、第2章社員の第5・6条では入社条件が定められ、今後のスモールコミュニティの中での地域、町が存続していくためのあり方に沿った内容が定められていると大変期待しております。

以上のことを鑑みて、今後のふるさと振興公社の方向性、将来のあり方について現状のお考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（上辻 亨君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 和田議員のご質問にお答えします。

まず、町内にある保育所、小中学校の防犯・防災を含めた安全管理体制は、職員が一生懸命鋭意努力はしている。そして、防犯につきましては、ご指摘のとおり保育所については門扉の設置や入り口の施錠、インターホンの設置を行っていますが、小中学校については建物の入り口付近に職員室があり訪問者の確認ができるため、入り口の施錠管理は行っておりません。小中学校の立地条件では、特に伊根中学校は校門が道路に面しており、外国人観光客等がトイレを借りに来られたり侵入している事実がございます。

1つ目のご質問の保育所、小中学校の安全管理体制の状況についてですが、保育所、小中学校、PTA、保育所保護者会、駐在所で構成する伊根町子どもの安全を守る連絡会により防犯及び安全の取り組みを行っているところでございます。また、元警察官をスクールガードリーダーとして委嘱し、小学校の巡回指導や登下校の見守りを行っております。

なお、保育所の送迎については、保護者の責任において玄関まで送り迎えをいただいているところです。

2つ目のご質問の学校の簡易的な侵入防止柵の設置についてですが、伊根中学校では工事現場でよく見かけるバリケードを保有しており、臨時的に設置したこともあります。見覚えが悪いとの意見をいただき、現在は緊急時に使用する程度となっております。教育委員会としては、教職員が勤務している平常時の設置については、職員室から訪問者が確認できるため学校長の判断に任せています。

なお、学校が休日の日については、道路に面しており、無断駐車にも配慮し、侵入防止柵の設置を検討するようにしたいと考えております。

3つ目のご質問の外国人観光客に向けて関係者以外立入禁止の看板の設置の考えについてですが、今のところ設置の考えはありません。しかし、伊根中学校については、外国人観光客に限らず建物の雰囲気からここが学校であることをわからずに入ってくることもあるのではと考えています。したがって、この点については何か対応できることがないか今後検討していきたいと思ひます。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、私のほうから、一般社団法人伊根町ふるさと振興公社の今後のあり方についてお答えするわけでございます。

先ほどの話につきましても、中学校はバリケード、何か工事現場のバリケードを据えておりましたね。私も言うた一人ですわ、みっともないと。何で中学校でそんな工事現場のバリケードや、みっともないと。ですので、中学校に関しましては門扉を設置したらいいのか、それからまたバリケードにかわるものとしてそれ相応のもうちょっと見場のいいものをつけたらどうかと。その辺のところを私も検討するように申し上げております。

それでは、一般社団法人伊根町ふるさと振興公社の今後のあり方についてでございます。

ご存じのとおり、一般社団法人伊根町ふるさと振興公社は、前株式会社伊根町ふるさと振興公社が伊根町から受託していた塵芥、し尿収集などの環境衛生関係事業の受け皿として、同社の環境衛生事業の従業員を引き継ぐ形で本年4月設立されたものでございます。

株式会社伊根町ふるさと振興公社は、本町の観光関連施設の管理を受託するため、民間企業のノウハウを活用する第三セクターとして平成9年11月に設立をされました。設立後、平成10年10月の浦嶋公園のオープンと同時に公園管理を受託し、平成13年4月からは伊根町観光協会が受託をしておりました舟屋の里公園の管理を受けていただいております。また、平成14年からは伊根町が個人と契約していた塵芥収集運搬業務を振興公社が受託していただいているわけでありませ

す。その後、平成18年度からは2つの公園管理が委託業務から指定管理者制度に変更され、平成26年度には浦嶋公園の指定管理者から外れることとなりましたが、それ以外の業務は引き続きお世話になっておりました。そして、平成30年度末をもって舟屋の里公園指定管理からも離れることになりました。ここに至り、もともとの設立の目的と異なる環境衛生関連事業のみが残ることを鑑み、多くの皆さんに出資をいただいで設立をしました株式会社としての存続の必要性が低いとの判断によるものであるかと思っております。

さて、新たに一般社団法人として設立した理由につきましては、3月定例会の行政報告、一般社団法人設立状況等について副町長からお伝えをしたとおりでございますが、公益性、公共性の高い事業を行政関与のもとで進めていくという考えによるものでございます。

同社の定款では、行政が実施する事業を民間事業者として受託し、効率化を図り、住民福祉の向上に寄与することを目的とし、実施する事業と定めております。塵芥、し尿収集運搬という現在行っている業務のほかに、有償運送に関することや不動産に関する業務など本町が抱えている課題の解決につながる可能性のある業務を行うものと定めております。これらの事業を展開するに当たりどのような方法を用いるのか、許認可を受けるために必要な措置、さらにそれらに対する住民ニーズや経費など町と公社でどのように役割分担していくのか、まだまだ整理の必要なものがございませ

す。繰り返しになりますが、住民サービスとして切れ目なく継続していかなければならない塵芥、し尿収集運搬業務を受託する法人とするのが第一の目的であります。そうではあります、今後は先ほど申し上げました同社の定款の目的に沿った事業の展開をしっかりと検討してまいりたく考えております。例えば道路の草刈り受託、またデマンドタクシーや公用車運転業務などが考えられます。雇用場所の確保、町内での経済循環、町業務の効率化を視野に入れ、順次業務拡大に向け、新たな振興公社とともに検討していく予定としております。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 7番、和田議員。

○7番（和田義清君） ご答弁ありがとうございました。

まず最初に、教育長からご答弁いただいた、町長からもご答弁いただいたんですけども、伊根中学校の件ですね。確かに見ばえは悪いかと思いますが、見ばえをとるのか安全性をとるのかという、私は圧倒的に安全性を優先すべきだと思います。先般、学校評議員としてもその他の委員さんともお話をしておりましたが、私も今保護者ではないんですけども、かなり保護者の中でもそういう危険性に関しては、大きな声としては上がっておりませんがちらほらとあれでいいのかなというようなご意見もあるようです。

ただ、教育長おっしゃいましたように道路に面しておりますので、余り前にはばーんととめてしまうと道路に車をとめることになって、あそこは結構交通量も多いんで非常に交通上も悪いと思うん

で、じゃ門扉をつくるかといいますと、固定された門扉をつくるにもなかなか予算がありますので、移動式の簡易的な安全柵を、見ばえが悪いのであれば舟屋を形どったような、デザインしたようなそういうものにして、景観条例もある我が町でございましてその辺を考慮して、柵のほうを設置していく方向でぜひお願いしたいなというふうに思います。

ふるさと振興公社に関しましては非常に前向きなご答弁をいただきまして、期待をしておりますので、ぜひとも協力できることは我々のほうも協力して行って、町内で経済も活性化し雇用も確保できて、それが福祉にもつながるという方向で頑張っていたいただきたいと思います。

以上にて私の一般質問とさせていただきます。

**○議長（上辻 亨君）** 石野教育長。

**○教育長（石野 渡君）** 安全性の追求、それはもうそのとおりであります。学校も教育委員会も町も安全性は第一義に考えております。ただ、あの場所は先ほど言いましたようにL字の歩道があるというんですか、ないというんですか、非常に狭いところで、歩道からどちらもわずか5m以内ということがあるので、車をとめるわけにいかないということがございます。そこで考えた結果が、先ほど言いました検討はいたします。あと、警察やら公安等とも考えながら十分安全は図っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（上辻 亨君）** 吉本町長。

**○町長（吉本秀樹君）** 私のほうからも中学校のことにについて申し上げますと、見場が悪いから安全性を確保しない、そんなことはないです。そんなつもりは毛頭ないです。だけど、中学校は土木の工事現場じゃないんだから、あんなバリケードを校門に置くというのは、あれはいけないと思いますね。

私はそうでありますからそれなりのものを考えるように言うておりますし、別に門扉ぐらいつくりますよ。予算が、それらしいものが可能ならばね。そっちのほうの予算のことは心配なく、それが一番いいということであれば、そういうことであれば予算のほうは用意させていただきたいと思っております。

ふるさと振興公社には今申し上げましたように、議員の思いどおりとまでいくかどうかわかりませんが、思いを盛り込んでしっかりと検討してまいります。

**○議長（上辻 亨君）** 以上をもちまして、和田議員の一般質問を終わります。

次に、地区公民館の運営についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

**○6番（大谷 功君）** それでは、通告に基づきまして地区公民館の運営について質問をさせていただきます。

町内の各地区、4地区公民館では、文化祭、運動会、講習会、研修会、体育レクリエーションなど各種の事業を各地区ごとに創意工夫し行い、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進について大きく貢献をしており、地区民も積極的にこれに参加をし、地域の交流のつながりの場として大変重要な舞台となっております。

特に地区運動会や文化祭は地区民が一堂に会することができる、地域コミュニティとして大変重要な部分を担っております。しかし、地方自治法の改正に伴い、来年（令和2年）4月より会計年度任用職員制度が導入をされ、公民館長、主事、主事補など公務員の特別職から一般職に移行すると聞いております。

公務員一般職となると、いろいろな面で人材確保がかなり難しくなると予想されます。公民館長、副公民館長、公民館主事、主事補には公務員一般職は就任することはできません。現在、主事、主事補は役場職員が担当されている地区が多いと思います。これができなくなると考えます。公務員特別職の選挙管理委員、農業委員、農地利用最適化推進員、地方議員は公務員一般職との兼務はできませんので、就任できません。また、勤務についても一定の勤務日数が必要となり、公民館役員のなり手がいないということが予想されます。

町内の新たな若者の就職先としてよい点もあるのかもしれませんが、伊根町の実態と合わないように思います。今後考えるとすれば、公民館と同等の機能を持ちながらも法律上の公民館に該当しないようにする。コミュニティセンター、交流館、交流センターなどに切りかえ、公民館法から離して考えたほうがよいのではないだろうかと思っております。また、今までの公民館活動を踏襲しながら

も新たに若干の営利目的での利用もできるようにし、例えば農産物、魚の直売所なども運営し、新たなコミュニティーの場として再編することが最良ではないかと考えています。

現在のところのこの意向に対しまして問題点、課題を整理検討されているのか、また、今後の対応についての方向性について教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 大谷議員のご質問にお答えします。

伊根町では社会教育法第21条に基づき伊根町公民館条例を制定し、各地区に公民館を設置しています。公民館には館長、主事、主事補などの必要な職員を置いており、それらの職員は教育委員会が任命しています。身分は地方公務員法第3条の第3項第3号の特別職になっています。地方公務員法は平成29年5月に法改正があり、令和2年4月1日から適用され、臨時・非常勤職員全体の任用根拠の適正化、会計年度任用職員制度の整備がされたところで、今回、公民館職員については会計年度任用職員制度に移行することになります。

会計年度任用職員に移行すると、運動会など行事や公民館活動に関する全ての時間の勤務時間の管理が必要となり、業務の開始・終了時刻の確認が毎回必要となります。また、主たる勤務場所から事業の場所への移動に出張届が必要となることや、人事評価を行う等地方公務員法の知識が必要となります。任期は会計年度となるため1年間となります。公民館長、主事、主事補を任命したとき、会計年度任用職員制度のもと、縛りのある雇用形態となります。

このような雇用形態による運営は、ある程度人口規模の大きなまちで公民館と名のつく建物に公民館長が出勤し、その施設を拠点に事業を企画・実施するのであれば可能と思われませんが、伊根町の現在の公民館の運営方法を抜本的に見直す必要があります。また、雇用形態とするのであれば、公民館長を公募することになります。4月に行われた公民館長会議において意見を聞いたところ、現在の運営方法をできるだけ変えないでほしいという各公民館長のご意見でした。教育委員会としまして、地域の実情に合わせた公民館の運営を考えており、どのような方法で対応すべきか現在検討しているところでございます。

一つの案として検討している内容を紹介しますと、現在の伊根町公民館条例を廃止し、公民館にかわる地域コミュニティー組織を各地域で立ち上げ、それを町で認定し、これまでと同様の公民館活動を行っていただくものです。町独自の条例により任意の組織を認定し、地域のコミュニティー活動に補助金を交付するものです。この手法は兵庫県豊岡市で実施されているものを参考にしておりますが、あくまでも検討段階の案でございます。

その他、会計年度任用職員制度を導入しつつ伊根町の実態に合う方法、その他にも参考になる事例がないか調査しているところです。

いずれにしても来年の4月で、期間が非常に短い、早急に進めなければならない事柄です。町民の皆様や関係者とも協議し理解していただく必要があるため、議員様におかれましてもご意見、ご協力をお願いいたします。

以上であります。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、公共施設の管理についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 町内の公共施設の管理とその利活用について、今回は日本庄中学校、旧朝妻小学校に関して質問いたします。

公共施設のあり方は、自治体政策の焦点の一つになっています。その理由としては、第1に施設の老朽化が進んでいること、第2に自治体財政の逼迫、第3に人口減少によりこれまでどおりの公共施設の使用がされるのかということ、そして、政府のコンパクトシティ政策などの地域再編を通じて公共施設の統廃合が進められていることなどが挙げられます。

2014年4月に総務省から地方自治体に対して、公共施設などの総合的、計画的な管理を推進するために速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むように要請があり、伊根町におきましても2017年3月に伊根町公共施設等管理計画が策定されています。2016年度末には99.4%と、ほとんどの自治体で計画が策定されたようです。

伊根町の公共施設等管理計画の計画期間は2016年度から2045年度までの30年間で、町

長をトップとした全庁的な取り組み体制をとり、公共施設の現状と課題を統一的に把握していくとあります。そして、公共施設等を点検・診断し、その管理や修繕、安全確保と耐震化、長寿命化、統合や廃止などについて総合的に進めていくことになっています。

3月議会の一般質問では旧本庄中学校について、今後の解体の見込みについての質問がありました。町長はその答弁で、伊根町公共施設等総合管理計画では、今後も利用見込みのない施設については原則統廃合及び取り壊しの対象とすること、廃止する施設については速やかに取り壊しを行い、安全面の確保や計画の保全及び事業等の削減・効率化を図ること、また、有償で売り払いや貸し付けを行う等財源確保の手段として有効に活用することとあり、解体後の利活用、必要な財源の確保等を確実にする必要がありますと述べておられます。そして、当面は草刈り業務と校舎内の定期的な見回り等の管理を継続すると答弁されました。

本年5月23日発行の広報いねお知らせ版には、旧本庄中学校貸し付け団体の募集の記事が掲載されていました。貸し付け物件は旧本庄中学校のグラウンドで、貸し付け料は1時間75円です。この料金は町の条例によるものであるとお聞きしました。注意事項として、貸し付け物件の適正な管理ということで掃除、草刈りと記載がありました。これは申し込み者にグラウンドの掃除、草刈りの義務を課すということでしょうか。平成31年度の当初予算では、グラウンドの維持管理のための草刈り費用は計上されていたと思われます。グラウンドを使用する団体、個人に負担にならない程度にすべきと思います。柔軟な対応をされるとはと思いますが、誤解のないよう説明を求めたいと思います。

続いて、旧朝妻小学校体育館の使用について伺います。

昨年度末に朝妻地区の区長会において、教育委員会から旧朝妻小学校体育館においては日常的使用を禁止するという報告があったと聞きました。その理由としては耐震化がされておらず安全が確保できないからというもので、ただし年1回の朝妻地区運動会では使用を許可するというものようでした。区長会では、区民の意見の反映もないまま教育委員会の提案を受けるわけにもいかないので、検討する期間が欲しいということを持ち帰ったと聞いています。

平成31年度に入り、朝妻公民館から旧朝妻小学校の体育館を日曜・祝日に開放するという連絡がありました。公民館活動は教育委員会の管轄ですが、一方で安全面での不安があるため使用を禁止しながら、一方で使用の拡大を認めるというのは矛盾しているのではないのでしょうか。また、安全面での不安がありながら利用を勧めていいのかという区民の方の不安や疑問の声も聞いています。体育館使用における教育委員会の検討経過の説明を求めます。

公共施設等総合管理計画では、地域住民への積極的な情報開示を行い、課題を共有し、意見交換を行いながら計画を推進していくとあります。また、議会への説明を行うことにもなっています。今後も公共施設のあり方や利活用についてはますます検討を重ねていかなければなりません。公共施設は究極的には住民の共有財産であり、公共施設をどうするかは住民が自己決定すべきものだと考えます。そのため、住民の側にも管理運営のあり方に対する責任が求められると思います。だからこそ結論の提示ではなく、情報開示と住民の意見を尊重した丁寧な議論の積み上げが大事ではないかと考えます。

区長会で住民の、区民の意見を取りまとめていくのも一つの方法とは思いますが、教育委員会としても区民への情報公開を丁寧に行って、意見交換の場を設けるなどの対応も必要ではないかと考えます。教育委員会の考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 山根議員のご質問にお答えします。

1つ目の旧本庄中学校のグラウンドの貸し付けについてですが、本年度貸し付け団体を募集し、利用していただくことでグラウンドの状態を維持し、施設の管理を行っていきたいと考えています。

貸し付け団体がグラウンドを使用するに当たっては、短期間の使用の場合、使用後の掃除、グラウンドのトンボかけなど一般的な整備はもちろんのことですが、長期間の貸し付けを想定した募集としたことから草刈りなども行っていただきたいため、貸し付け条件としました。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、1日だけ使用される方に草刈りをお願いするのは団体

の過重な負担となりますし、教育委員会としましてもそのようなことを求めるものではありません。使用団体にも過度な負担にならないよう配慮いたします。また、貸し付けを開始した後においても、予算の範囲内において引き続き教育委員会のほうで草刈り作業等を実施し、管理はいたします。

2つ目の旧朝妻小学校体育館の使用の件についてです。

旧朝妻小学校体育館の沿革を申しますと、昭和53年に朝妻小学校特別教室棟と同時に建設し、平成17年3月31日に小学校が廃校となりました。平成19年4月1日に伊根町朝妻屋内運動場使用料条例を制定し、社会体育施設として体育館、グラウンドを一般開放しております。

平成25年11月、国において各種施設の戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画としてインフラ長寿命化基本計画が策定されました。そして、地方公共団体に対しても、国の動きと歩調を合わせ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を維持するための計画として公共施設等総合管理計画を策定するとともに、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として個別施設ごとの長寿命化計画、個別施設計画を令和2年までに策定することが求められております。当町においても平成29年3月、伊根町公共施設等総合管理計画を策定し、また、個別施設ごとの長寿命化計画の策定を進めているところですが、教育施設についても同様に長寿命化計画の策定が求められております。

長寿命化計画策定に当たっては、施設の耐震化状況、施設設備・建物劣化状況を把握し、整備方針を定める必要があります。朝妻屋内運動場の施設の現状を見ますと、昭和56年以前の建物であり、耐震化状況を調査する必要があります。また、設備・建物劣化状況は、昭和53年建設から部分補修を行っているものの大規模改修や設備の更新までは至っておりません。長寿命化計画を策定し、必要な耐震化工事、大規模改修、設備更新を見込んで計画を実施していくことは利用状況から費用対効果が低く、社会体育施設としての朝妻屋内運動場の供用を終了していきたいと考え、区長様に説明したところですが、供用を終了した後は行政財産から普通財産に移行し、貸し付けを希望する団体があれば本庄中学校と同様に貸し付けを行い、使用を可能としていく予定です。

議員からご質問のありました意見交換の場を設けるなどの対応が必要ということですが、現在朝妻地区の区長様に供用終了することを町民に周知していただき、意見をまとめていただいている最中でございます。その意見をいただいた後、必要でありましたら検討していくという対応になります。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） はい、ありがとうございます。

今、区長さんに区民の皆さんの意見をまとめてもらっているというお答えでしたね。どこまで進んでいるのかお聞かせください。ちょっと新井区、私の住んでいる区では余り進んでいないように私は認識しているので、申しわけありませんが進んでいる区がありましたらどのような感じなのかお知らせください。

○議長（上辻 亨君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 先ほど言いましたように昨年度から区長協議会長を通じて、ことしで2年目になります。それで、一応3月にも引き継ぎのときにお話をさせていただきました。そして、次の令和元年度に向けて行うということで、一応1学期を目途に今協議会長さんをお願いして、意見をまとめていただくように言っております。現在のところまだ報告がありませんので、進捗はちょっとわかりません。

以上です。

○議長（上辻 亨君） よろしいですか。

以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

最後に、観光振興についてを通告議題とし、長谷川議員の発言を許します。3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） それでは、一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。観光振興についてでございます。

当町の観光資源であります伊根浦舟屋群を核とする観光入り込み客数は、以前に比べますと観光事業の充実や観光関連施設等の整備、各種イベントなどの取り組みにより、近年は増加傾向にある

と感じております。舟屋群周辺におきましては、地元住民の理解やまだまだ課題もあると思いますが、整備事業等もほぼ完了に近いのではないかなとも思っております。しかし、朝妻、本庄、筒川の3地域におきましては、観光という面では乏しく、事業者、生産者がそれぞれ単独でのPR活動や集客、販路拡大に取り組みされており、舟屋観光との連携や波及効果も感じられません。また、振興策すらないようも感じております。観光パンフレットや広告物におきましても舟屋群周辺の案内が主であり、他地域の観光名所、特産物、店舗などの案内すら乏しいと感じます。

観光客が町全体に滞在していただけるような振興策が必要であり、伊根浦舟屋群との連携を含めた町内他地域の観光振興策があるのか、また、舟屋観光とは切り離れた地域ごとの特色を生かす振興策があるのか、伊根浦舟屋群と3地域について今後どのように考えておられるか伺います。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、長谷川議員のご質問にお答えをしたいと思います。

観光振興についてでございます。

伊根町の観光振興につきましては、第5次伊根町総合計画にも記載があるように、舟屋群を核とした伊根浦観光を確立させ、浦島伝説、徐福伝説、太鼓山風力発電所などの個性的な観光資源が活用できるよう各地域と観光ネットワークを構築することとしているところでございます。

観光入り込み客数については、第5次総合計画の策定を行ってございました10年前、平成21年は22万1,846人ございました。その数字が平成30年には32万9,434人と、約1.5倍となっております。そうはいうものの、この第5次総合計画では入り込み客、交流人口50万を目指すとっておりますので、まだまだではないかなとそう思うところでございます。しかしながら、まだまだといいますが1.5倍にふえておりますので、これは本当に京都縦貫の完成や、海の京都として京都府、府北部7市町と連携して施策に取り組んだ成果であると認識をしております。舟屋日和の整備から観光案内所移転と進めてきた拠点整備の結果であると思っております。

議員は、朝妻、本庄、筒川地域の3地域においては事業者、生産者がそれぞれ単独でPR活動や集客、販路開拓に取り組みされており、波及効果も感じられず、振興策すらないとおっしゃるわけではございますが、しかしながらPR活動、つまり広報活動は、観光協会が発信するものは平等に行われているものと思っております。販路開拓についても、伊根地区に限って特段町が何かをやっているものではなく、販路の一つとして考えられるふるさと納税の返礼品は、町内全域の事業者へ平等に募集をさせていただいております。

議員が感じておられますような伊根ばかりというその印象についてでございますが、テレビ等の取材、放映については、町や観光協会がこちらから売り込みをしているものはありません。取材する側からのここを取り上げたいという要望に対応をしているにすぎないわけでありまして、この前もフランスのほうから撮影クルーがやってまいりまして、舟屋を取材して帰られました。そして、それはフランスのほうで結構な時間帯で放映をされたそうでありまして、一気にフランス人がふえました。しかしながら、町や観光協会からフランスのほうに何かお願いしたということはないわけでありまして、インバウンドも台湾の方が大変多いわけでありまして、伊根町は別に台湾に何のコネもあるわけではございません。来られた台湾の方がインスタ映えすると言って舟屋の写真をSNSで発信し、それを見てまた来られるそうでありまして、この状況は、瀬戸内海の直島、そして伊根の舟屋はなぜかこういう効果があるそうでありまして。

また、観光パンフレットや広告物は舟屋群周辺の案内が主で、他地域の観光名所、特産物、店舗案内すら乏しいと感じておられるようですが、伊根町観光マップ「伊根なび」には、確かに数の多少は当然ありますが、どこの地区の情報もそれぞれ掲載されております。

観光業は裾野が広い産業であり、トータルとして町全体への波及効果が高いものであります。舟屋日和しかり観光案内所しかり、町内の観光施設の従業員不足は常態化しております。就業場所の確保という点においても観光の波及効果が見られます。また、毎週土曜日には観光案内所でマルシェが開催されており、そこへの出品は町内各所の事業者が行っていただいておりますし、観光案内所の物販においても町内の事業者から仕入れ、委託販売が行われており、これも観光の波及効果で

はないでしょうか。

また、議員のお膝元・蒲入水産の漁港めしは大変好評であると伺っております。食べたくても食べられない状態であると。このような特徴があつて差別化され、他で体験できないものには需要が生まれるものであります。でも、その集客や、例えばへしこの加工品、その売れぐあいには波及効果というものはゼロでございましょうか。そんなことはないと思います。漁港めしもなぜに通年を通してやられないのか。波及効果を得るにはそれなりの努力も必要に思います。

また、伊根町には33万人の1割以上、4万人近い方が宿泊をされるわけでありまして。その宿泊客のほぼ、大半ですね。3分の2近くは伊根地区のお客さんじゃありませんよ。朝妻地区です。波及効果がないのでしょうか。要は、伊根地区の舟屋群に訪れられる観光客に対してどういうアプローチをするのか。待っていても観光客は来ないわけでありまして。みずからの強みと個性で呼ぶしかない。逆に舟屋群を利用し、そこに進出して物を売ることも考えないと、観光の波及効果は大きくならないと思います。

舟屋群との連携を含めた町内他地域の観光振興策はあるのかとも問いをいただいております。以前、筒川で「命の里」事業というもので古民家を改修し、そばどころをやる計画をいたしました。大きな大きな施設ではなくして、古民家を改修して情緒のあるそばどころを開設してはいかがかと。末は宿泊もやったらどうだ、1日1客の宿泊をやってはどうか、夢は広がったわけでございますね。しかしながら、その計画も頓挫をいたしました。

また、観光案内所の2階に飲食店を整備する計画を立てたとき、私はまず町内の水産会社3社にご案内したものであります。お声がけをしました。他にも町内で活動しているご婦人方の団体にもお声がけをしたわけでありまして。ですが、結果は皆さんノーでありました。冒険しないんですね。それで指定管理者からの公募となり、油屋さん1社が手を挙げられた。舟屋の里公園の指定管理もしかりでございます。町はあくまでもおぜん立て、応援団でございます。グラウンドでプレーするのは民間、町民さんでございます。やる気を出さなければ何も始まらないわけでありまして。

筒川・湯之山に飲食店が開業されました。大阪から移住された方のチャレンジでございます。町としては商工観光業振興対策補助金でしっかりと支援をさせていただきました。舟屋群を訪れられた方、バイカーやサイクリストが立ち寄られていると伺っております。舟屋を目的とした観光客の昼食場所としても大きな連携が図れていると思っております。また、町も応援をしております、野室区の村ぐるみで進めている、古民家を改修した仮称ではございますが秘境の宿、これはいけると思っておりますね。小集落のいいモデルができていると思っております。

策がない、町が何もしないのではなく、機会は提供をしております。前者はそれにチャレンジされなかった。後者は、チャレンジされる方には支援を行った。観光振興の支援は伊根地区に限ってはいません。町全域が対象でございます。ですが、朝妻、本庄、筒川に舟屋日和と同じものはつくるわけにはいきません。施設整備という点においては、旧村単位で同じことはできないわけでありまして。もう旧村単位で物を考えるのは終わりにしてはいかがか。伊根町が町内のそれぞれの強みを生かして、トータルとして豊かで住みよいまちになるためにはどうするか。今後の若い人たちは大局を展望していただきたく思うところでございます。

例えば、5市2町で連携をしております。5市2町を30万の都市として考えて、これをトータルして底上げしよう、そういう連携を行っております。そういう中にありまして、じゃ福知山や綾部ばかりに工業団地ができてうちにはないわ、うちにも持ってこい、天橋立ばかりで観光はうち関係あらへん、そんなことをみんなが言い出し合ったら、もう5市2町の連携なんていうのは、これはもうむちゃくちゃでありますね。できないわけでありまして。みんな一つにとっているのに、みんなが一つずつになってしまつてはもうどうにもこうにもできないわけでありまして。

議員が何かないかと問われる観光と切り離れた振興策、これは農林水産業に対する的確な支援、そして1次産業の6次産業化、もうこれしかないなと思っております。今後もここにはしっかりと力を入れていくべきであると考えております。伊根町は何といても農業、漁業のまちで、これが廃れると、なくなるということがあつてはならないと思っております。じゃ、どのように活性化をするのか。農業においては国・府、そして町においてもさまざまな支援が用意されております。また、住民要望、地区要望に対しても速やかな対処をとらせていただいております。本庄地区では、

今計画しておりますね、大規模な農地改修。今、着々と進んでおると思っております。

漁業においては、漁港整備などのハード事業には多くの投資をし整備していたところでございますが、個人漁業または水産会社に勤務するサラリーマン漁師に対する支援はさらなるものが必要と思っております。

私、漁業関係者との会合のときによく申し上げておったことがあるんですね。漁師さんというのは以前月2日だったんですね、お休みが。月2日。「それじゃ少ないでしょう」、そう言いますと「いいですよ、休みはようけあるんだ」と。「海がしけたら休みだ」。海がしけたら休みではないでしょう。せめて週1の定休日をつくりましょう。これは実現しました。これは実現をいたしました。そして、水産会社に従事する漁業者の給与を500万にしよう、そうすれば漁業に従事する方がふえる、そう申しております。

何か策があるわけではございません。これはもうそうなるための仮説を立てる。立てては潰し、潰しては立てる。その繰り返しの中から方向を見つけるしかないと思っております。議員も一緒に策を考えていただきたい。そして、やはりその策の立案には観光を無視することはできず、観光をどう利用し水産業の振興を図るかということになるのではないのでしょうか。

加えて、いつも申し上げております、生活のシステムをしっかりと構築する。すなわち子育て、教育、医療、高齢者福祉の充実を図る。そして、国道178号の強靱化を含む町内のインフラの整備をしっかりとする。また、IT環境など時代にふさわしい普遍的な環境を整える。防災無線にかわるタブレット端末全戸配布もその一つであろうかと思えます。一方で、都市にはない田舎暮らしの価値をしっかりと磨き重ねることが我々のような過疎の農山漁村の地域づくりの基本と思えます。

最後になりましたが、今後これからの10年を見据え、地域と行政がしっかりと協力をして、豊かで住みよい伊根町を目指したく思います。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） 答弁ありがとうございました。

3地域におきましてそれぞれの支援もいただいておりますということで、それがまだ特に目立ったものが感じられないわけです。その中で、そういった新たに事業をされる方、そういった私どもも努力をしながら、地域の活性化、いろいろと振興策についても模索していきたいと思えます。

それと、先ほど北部地域都市圏振興社の旧伊根町観光協会がつくっております「伊根なび」、確かにそれは伊根町全体のことが、私も漁港めしをしていますんで書いてあります。しかし、観光協会のほうも全く施設に誰一人顔を出すこともなく、この四、五年放置されている状態で、私もみずから観光協会へ行って、「伊根なびを下さい」ということで2年ほど行きました。「もうございません」と。しかし、北都信金等のATMにはあるんです。やっぱりその辺が末端まで行き届いてはいないのかなと思えますし、昨年より漁港めしにつきましては四国の会社の「わお!マップ」ですね。観光マップすらないんで、そこに広告料を払って独自でつくって、500部欲しいというところで作っているようなこともございます。

そういった意味でもやはりいろいろと、湯之山でつくっておられる、新たに開業されました飲食店もそうですけれども、もっともっとそういう小さな末端のほうまで行き届いたところですね。これは観光協会の話になるかと思えますが、そういったこともしていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 私も初めて聞かせてもらいましたね。えっ、伊根なびが観光協会でもうない、部数が。それで蒲入さんのほうで欲しいと言ってもなくて。ちょっと私もそのことについては知りませんでしたので、観光協会のほうをしっかりと指導してまいりたいと思っております。

また、一つ言い忘れたんですけれども、筒川の風力発電なんかは、これはまた新たなものを京都府さんが廃止されて、今度は民間さんが導入されてやる、これも一つ大きな協力をさせてもらっておりますこと。これも指導のほうの扱いになるんですかね。筒川のある筒川文化センターなんかでも、あそこは外人さんが来られるんですってね、最近は。それもその対応を断っておるそうで

すね。29年は数件あった。30年になっても来ておった。それも今度全件断つたと。何で断つたのという話になったら、これも言葉の事情で。ですけれどね、伊根のほうの民宿のおばちゃんらも、みんな言葉なんか通じへんけれどもやっているんですけれどもね。その辺のことも指導していきたいと思いますし、観光協会のほうをしっかりと指導させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、長谷川議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

休憩をいたします。再開は11時5分。よろしく申し上げます。

休憩 10時50分

再開 11時06分

○議長（上辻 亨君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎ 日程第3 議案第38号

○議長（上辻 亨君） 日程第3、議案第38号 物品購入契約の締結について（4tコンテナ脱着車）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第38号 物品購入契約の締結についてでございます。

現在使用中の収集車の老朽化が著しいため、更新しようとするものでございます。

売買契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めらるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 石野課長。

○住民生活課長（石野 靖君） 議案第38号 物品購入契約の締結について（4tコンテナ脱着車）について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本案について討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第38号 物品購入契約の締結について（4tコンテナ脱着車）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第4 意見書案第1号

○議長（上辻 亨君） 日程第4、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略いたします。

これから意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議員派遣

○議長（上辻 亨君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については記載のとおり派遣することに決定いたしました。

◎ 日程第6 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（上辻 亨君） 日程第6、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（上辻 亨君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は6月11日に開会し、会議に付された各議案について慎重審議いただき、予定どおり閉会する運びとなりました。各位のご協力に対しましてお礼申し上げ、令和元年第2回伊根町議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 11時14分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員